

「令和4年8月3日からの大雨災害義援金」の募集について



令和4年8月3日からの大雨により、山形県、新潟県、石川県、福井県、青森県では、人的及び家屋への甚大な被害が発生しました。

この災害発生に伴い、中央共同募金会では被災された方々に対し、県域を越えた支援を目的に、義援金の募集を行うこととなりましたのでの募集をしていますので、皆様のご協力をお願いいたします。

義援金名称	令和4年8月3日からの大雨災害義援金
受付期間	令和4年8月17日（水）～同年12月28日（水） （※被災県の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）
義援金受付窓口	《斜里町共同募金委員会》 ※斜里町社会福祉協議会 住所：斜里町文光町52番地17（斜里町老人福祉センター内） 電話：0152-23-4704
義援金受入口座	※直接送金される場合 三井住友銀行 東京公務部支店 普通預金 0162529 （福）中央共同募金会災害義援金口
義援金の送金	本会に寄せられた義援金は、北海道共同募金会を通じ、中央共同募金会へ集約され、義援金は全額被災県に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分の上送金されますので、県を指定しての寄付は不可となっております。
税制上の取り扱い	この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。 確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。 ※募集要綱：斜里町共同募金委員会においてお渡しできます。 《該当する税制優遇措置》 ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当 ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

